

# 我孫子市議会政務活動費の交付に関する 条例施行規則

平成14年1月4日  
規則第4号

## (趣旨)

**第1条** この規則は、我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (任期満了年度の交付方法)

**第2条** 年度の途中において議員の任期が満了する場合における政務活動費は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

## (交付の申請及び請求)

**第3条** 政務活動費の交付申請及び請求は、毎年度4月末日までに、我孫子市議会政務活動費交付申請書兼請求書（様式第1号）により行うものとする。ただし、一般選挙後、補欠選挙後等における政務活動費の交付申請及び請求は、この限りでない。

## (収支報告書)

**第4条** 条例第7条第1項及び第3項に規定する収支報告書の提出は、我孫子市議会政務活動費収支報告書（様式第2号）により行うものとする。

## (補則)

**第5条** この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則（令和3年3月24日規則第28号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

我孫子市議会政務活動費交付申請書兼請求書

年 月 日

我孫子市議会議長 様

氏 名 ㊟

我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により、次のとおり 年度（ 月分～ 月分）の政務活動費の交付を申請するとともに、請求します。

交付申請額及び請求額 円

振 込 先	銀行		支店
預 金 種 別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

様式第2号（第4条関係）

我孫子市議会政務活動費収支報告書

年 月 日

我孫子市議会議長 様

氏 名 ㊟

我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例第7条（第1項・第3項）の規定により、次のとおり 年度（ 月分～ 月分）政務活動費の収支を報告します。

1 収入

政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
事務費		
合 計		

3 残額 \_\_\_\_\_ 円